

島根県においては、1月27日から2月20日まで、まん延防止等重点措置が適用されておりましたが、2月21日から解除されることになりました。

この間、町民の皆様には、外出・移動の自粛や飲食店の営業時間短縮等にご協力をいただき、感謝申し上げます。

とりわけ、飲食店におかれましては、休業を余儀なくされた事業者もおられ、大変ご苦勞をおかけしました。

また、利用制限をしていました集客施設等については、2月21日から制限を解除いたします。

そして、丸山知事からは県外への不要不急の移動自粛や飲食店等の利用において、県外の方との飲食を控え、4人以下、2時間以内のルールが要請されておりますので、ご協力をお願いいたします。

全国的には、多くの都道府県で「まん延防止等重点措置」が継続されており、まだまだ感染が続いている状況にあります。

本町におきましても感染拡大のおそれがある場合には、皆様へ必要な情報は、お知らせいたしますので、人権に配慮した冷静な行動と基本的な感染対策に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

終わりに、町といたしましてもワクチンの追加接種や町内経済活動の回復に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年2月20日

飯南町長 塚原 隆昭